

前橋市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、文化スポーツ観光部、産業経済部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年1月6日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

内 監  
令和3年1月6日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前 橋 市 議 会 議 長 鈴 木 俊 司 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	阿 部 忠 幸
同	金 井 清 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査対象部局

文化スポーツ観光部

文化国際課、スポーツ課、観光振興課

産業経済部

産業政策課、にぎわい商業課、公営事業課

### 3 監査期間

令和2年11月11日から令和3年1月6日まで

### 4 監査対象

令和2年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

### 5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

### 6 監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

- (1) 文化スポーツ観光部文化国際課（指摘事項2件、要望事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

アーツ前橋の電話設備保守管理業務ほか12件、文学館の第28回萩原朔太郎賞推薦委員会運営業務の委託契約において、予定価格調書が封筒に

入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

また、本課、アーツ前橋、文学館の予定価格調書において、見積書比較価格を記載していないもの、誤って記載しているものなど複数の不適正な事例が見受けられた。

前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

アーツ前橋の環境衛生業務ほか4件、文学館の萩原朔太郎関連作品ボックス・シアター制作業務ほか1件の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 少額工事の契約事務について（指摘事項）

前橋文学館1階収納棚撤去において、契約金額が10万円を超えているにもかかわらず、契約規則第19条及び第21条第1項ただし書の規定に基づき少額工事事務処理要領第10条第3項で定める少額工事請負請書を徴していなかった。更に、同要領第10条第2項で規定する少額工事見積書、同条第3項で規定する課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴しておらず、同条第5項で規定する契約締結の報告もしていなかった。

契約規則、少額工事事務処理要領にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 公金外現金の取扱いについて（要望事項）

アートによる文化交流推進実行委員会において、アーツ前橋が事務局となり職員が出納事務を行っているが、下記のとおり不適正な事務処理が行われていた。

公金外現金は、公金に準じて取扱うことが望ましいと考えられるため、事故防止や不正防止の観点から、チェック体制を強化し、支出が完了した後は速やかに精算処理をするなど、適正な事務執行に努められたい。

- a 平成30年度事業における立替払いについて、令和元年度に精算しているもの
- b 令和元年度事業における立替払いについて、監査実施時点で未精算のもの
- c 支出命令書に添付してある領収書の宛名が未記入のもの
- d 支出命令書に領収証書等の添付が漏れているもの
- e 通帳の払出金額と支出命令書の金額が一致しないもの
- f 支出命令書の作成及び決裁が漏れているもの

(2) 文化スポーツ観光部スポーツ課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 文化スポーツ観光部観光振興課（指摘事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

切手の管理において、職員が管理を行っていない切手が多数存在していた。

切手は金券であり、換金性も高く、厳密な事務処理を行う必要があることから、帰属先を明確にするとともに、適正な管理を行うよう改善されたい。

(4) 産業経済部産業政策課（指摘事項2件、要望事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

業務改善サポート事業、御用聞き型企业訪問サポート事業において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 利用料金の承認手続について（指摘事項）

指定管理者制度導入対象施設である前橋市創業センターにおいて、利用料金制を導入しているが、利用料金の設定について、市と指定管理者との間で協議、承認の手続を行っていなかった。

前橋市創業センターの設置及び管理に関する条例第15条、公の施設の管理に関する協定書第9条、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 補助金等交付事務のチェック機能の強化及び情報等の共有について（要望事項）

産業政策課の補助金等交付事務において、補助対象経費における消費税及び地方消費税の取扱いに相違があるものや、重複して申請が認められていない補助金について、重複して申請を受け付けているものが見受けられた。また、事業所税納付事業者を対象とした補助金額の加算や助成金において、交付要項等で重複申請の制限がなされていない状況が見受けられた。

これらは、担当職員が別係で執行している補助金等の状況を把握していないことや、交付申請時に提出を求めているチェックリストに項目がないなど確認不足に起因するものと考えられる。補助金等の交付については、市規則で手続が定められているなど厳格な審査が求められるが、産業政策課は市内経済の活性化などを目的に多岐に渡る補助金等を所管していることから、補助金等の取扱いに差異や重複が生じないように所属内で情報や認識を共有するとともに、チェック機能を強化するなど、より適正な補助金等交付事務となるよう努められたい。

(5) 産業経済部にぎわい商業課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 産業経済部公営事業課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

ヤマダグリーンドーム前橋臨時技術員（臨時オペレーター）委託業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

グリーンドーム前橋イベントエリア照明設備保守点検業務ほか複数の

業務の契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

グリーンドーム前橋内レストラン使用料及び水道料等実費において、履行期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。

前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。